

## よくある質問

平成27年6月10日

| NO. | 項目     | 質問内容                                                       | 回答                                                                                                |
|-----|--------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 事業概要   | 予算規模や採択件数はどれくらいか                                           | 今年度予算規模は7000万円、50～60件を想定しています。                                                                    |
| 2   |        | この補助制度の実施期間は何年か。                                           | 事業期間は平成27年度から32年度までの5年間の計画です。                                                                     |
| 3   |        | 自立再建した住民も対象となるか。                                           | 防災集団移転事業、復興土地地区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業のいずれかに該当していれば対象となります。                                 |
| 4   | 事業対象   | 現在仮設住宅に住んでおり、災害公営住宅移転が未定の方々については申請できないのか。                  | 当該補助事業の対象は、災害公営住宅等への入居者を対象としています。                                                                 |
| 5   |        | 補助対象者として、自治組織等とは設立準備会でも申請は可能か。                             | 設立準備会の位置づけが不明ですが、補助金を活用した事業を実施する場合は、災害公営住宅への入居後となりますので、そのタイミングで申請してください。                          |
| 6   | 事業の区分等 | コミュニティ再生事業とコミュニティ元気づくり事業の違いは何か。                            | 各事業の位置づけは、<br>コミュニティ再生事業：新規コミュニティの立ち上げ<br>コミュニティ元気づくり事業：既存コミュニティの活性化<br>震災経験伝承事業：防災意識の普及啓発としています。 |
| 7   |        | コミュニティ再生、元気づくり、震災伝承の区分があるが組み合わせた申請は可能か。                    | 可能です。                                                                                             |
| 8   |        | 補助金、アドバイザー派遣、研修交流事業は申請しなければ活用できないのか。また、個別の申請も可能か。          | 補助金、アドバイザー派遣については、申請が必要です。研修交流事業は開催が決定した時点で、あらためてご案内いたします。また、個別に活用いただいてもかまいません。                   |
| 9   |        | アドバイザーの名簿はあるのか。                                            | 名簿は作成しておりません。各団体の要望に基づき適任者を紹介させていただきます。また、希望するアドバイザーがいればその方を派遣することも可能です。                          |
| 10  | 補助対象   | 防犯パトロールの項目として、防犯灯の設置は対象となるか。                               | 設置は可能ですが、高価であり維持管理費も発生します。また、道路占用許可などが必要になるため、そのあたりも考慮した上で申請してください。                               |
| 11  |        | 苗木を植えるための業者委託費は対象となるか。                                     | 工事業者にすべて任せることはご遠慮ください。コミュニティづくりの観点から、できるだけ多くの住民が植樹に参加できるような事業としてください。                             |
| 12  |        | 助成金の交付決定前の事業着手は可能か。遡及請求は可能か。                               | いずれも認めていません。                                                                                      |
| 13  |        | 対象経費として、食糧費はイベント内で参加住民に提供するアルコール類や料理等も含まれるか(住民が参加する事業の場合)。 | 食糧費は、最小限の飲食費については、補助対象経費とします。それ以外の役員会等の住民が参加しない会議の弁当等の飲食代、アルコール類の代金、慰労会及び反省会に係る経費などは、補助対象外としています。 |

| NO. | 項目                    | 質問内容                                                         | 回答                                                                                 |
|-----|-----------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 14  | 象<br>経<br>費<br><br>等  | 住民が送迎や乗り合い、旅行等を目的としたカーシェアリングを行う際の車の維持費(燃料代、車検代、保険代)は対象となるか。  | 維持管理経費は対象外です。                                                                      |
| 15  |                       | イベント開催時のボランティアの中には住民も含まれるが、その場合、住民ボランティアへ謝礼を補助金から支出することは可能か。 | 町内会等役員への人件費は認めていませんが、イベント開催時に臨時的に手伝う住民への謝金は、補助金額の10%の範囲内で認めています。                   |
| 16  |                       | 震災経験伝承事業で、備品購入が初回申請時に限るのはなぜか。                                | 地域コミュニティを再生するためのソフト事業としているため、備品等の購入が目的とならないよう一定の制限を設けています。                         |
| 17  |                       | イベントで集会所の利用が増え、電気代や水道代がかかり町内会の負担となるが、補助金を使えるのか。              | 維持管理経費は対象外です。                                                                      |
| 18  |                       | 集会所へのエアコン設置やストーブの設置は補助対象となるか。                                | 事業の実施に不可欠な機器とは認められないため対象外としています。                                                   |
| 19  | 世<br>帯<br>数           | 移転期間が最長2年にわたるが、世帯数は計画世帯数での申請か。                               | 移転期間が複数年にわたる場合は、申請時点での世帯数で申請してください。<br>ただし、申請年数は初回申請からのカウントとなります。                  |
| 20  |                       | 複数の町内会、いわゆる連合町内会などでの申請は可能か。<br>その際の世帯数はどうか。                  | 可能です。世帯数については、全体の合計で計算します。                                                         |
| 21  |                       | 補助限度額に係る世帯数は、計画世帯数か申請時点での実世帯数か。                              | 申請時点での世帯数となります。                                                                    |
| 22  | 申<br>請<br>方<br>法<br>等 | 1地区1回の申請しか認められないのか。                                          | 事務の煩雑化を避けるため、申請は1回としています。また、居住開始やイベント時期に合わせられるよう、年4回の募集としています。                     |
| 23  |                       | 申請可能な団体は認可地縁団体でなければダメか。                                      | 必ずしも認可地縁団体である必要はありません。地縁組織の形態または自治会等の設立前でも申請可能です。また、市町村やNPO等の支援団体による代理申請も可能としています。 |
| 24  |                       | 区画整理事業が2つの町内会にまたがっている場合、2つの町内会からそれぞれ申請することは可能か。              | 可能です。                                                                              |
| 25  |                       | 申請した事業はほとんどが採択される見込みか。                                       | 事業の趣旨・目的に沿っており、なおかつ、補助対象経費である場合についてのみ予算の範囲内において補助します。                              |
| 26  |                       | 来年も申請できるのか。                                                  | 補助期間は最長3年です。ただし、継続の場合、新規申請を優先採用することとしています。                                         |
| 27  |                       | 申請は早い者勝ちか。                                                   | 今後の災害公営住宅等の完成引渡を見込んで予算化する予定としており、早い者勝ちの補助金ではありません。住民の意見を踏まえて事業化の検討をしてください。         |

| NO. | 項目   | 質問内容                                               | 回答                                                                                               |
|-----|------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 28  |      | 補助金の申請はメールでも可能か。また市町村で代理申請を検討しているが可能か。             | 申請書類には押印が必要なため、電子メールでの申請は受け付けておりません。<br>自治組織での書類作成が難しい場合は、市町村や支援団体等の代理申請も認めることとしています。            |
| 29  |      | 地域の自治組織で申請するには書類が難しい。提出書類の簡便化はできないのか。              | 補助金の申請書類としては、最低限必要と思われる項目としております。自治組織での書類作成が難しい場合は、みやぎ連携復興センターへの相談のほか、市・町・支援団体等によるサポートも検討してください。 |
| 30  | 申請書類 | 市町村でもお祭りに関わる助成金があるが併用は可能か。<br>その場合どのように記入にすればよいのか。 | 可能です。助成金は、市町村補助金の欄に記入してください。                                                                     |
| 31  |      | 補助金を使ったイベントで販売収益が見込まれるが、事業報告書への記入は必要か。             | 予算書及び事業報告書の両方に記入してください。                                                                          |
| 32  |      | 食糧費の見積もりは必要か。その場合の根拠はどうすればいいのか。                    | 一般的に単価がわかるものについては、見積もり不要です。それ以外については、想定される事業者に対して、参加人数など現時点での見込みをもとに依頼してください。                    |
|     |      |                                                    |                                                                                                  |